

学校法人館田学園と学校法人柴田学園との

包括連携協定書

学校法人館田学園(以下「甲」という。)と学校法人柴田学園(以下「乙」という。)は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、活力のある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 互いの教育・研究における相互支援に関する事項
- (2) 互いの人材の育成等に関する事項
- (3) 互いの地域貢献のための地域活動に関する事項
- (4) その他、相互に必要と認めた事項

2 前項の具体的事項については、甲及び乙が協議し、覚書を取り交わすこととする。

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。
ただし、事前に双方の承諾を得た場合はこの限りでない。

第4条 この協定は、締結の日から発効し、有効期限は令和3年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、自動的に1年間更新し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するために、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月12日

甲 青森県五所川原市元町6番地
学校法人館田学園 理事長

館田 晟



乙 青森県弘前市上瓦ケ町25
学校法人柴田学園 理事長

加藤 陽治

